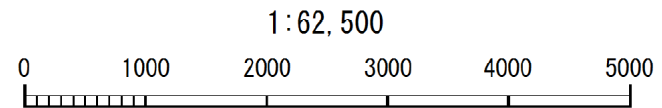


凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
- · - · - · -	市区界

■ 自然環境保全地域



出典：「自然環境保全地域の指定状況」（更新日：平成28年9月15日、千葉県ホームページ）

図 3.2-13 自然環境保全地域図

17) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」では、近郊緑地のうち住民の健康の増進や公害等の防止の効果が著しい区域を近郊緑地保全区域として指定しています。千葉県については、同法に係る関係自治体ではありません。

18) 都市緑地法第五条第1項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区制度」として、都市に残された緑地を保全するために、特別緑地保全地区が指定されています。事業実施想定区域及びその周囲における指定状況は、表 3.2-34、図 3.2-14 に示すとおりです。

表 3.2-34 特別緑地保全地区の指定状況

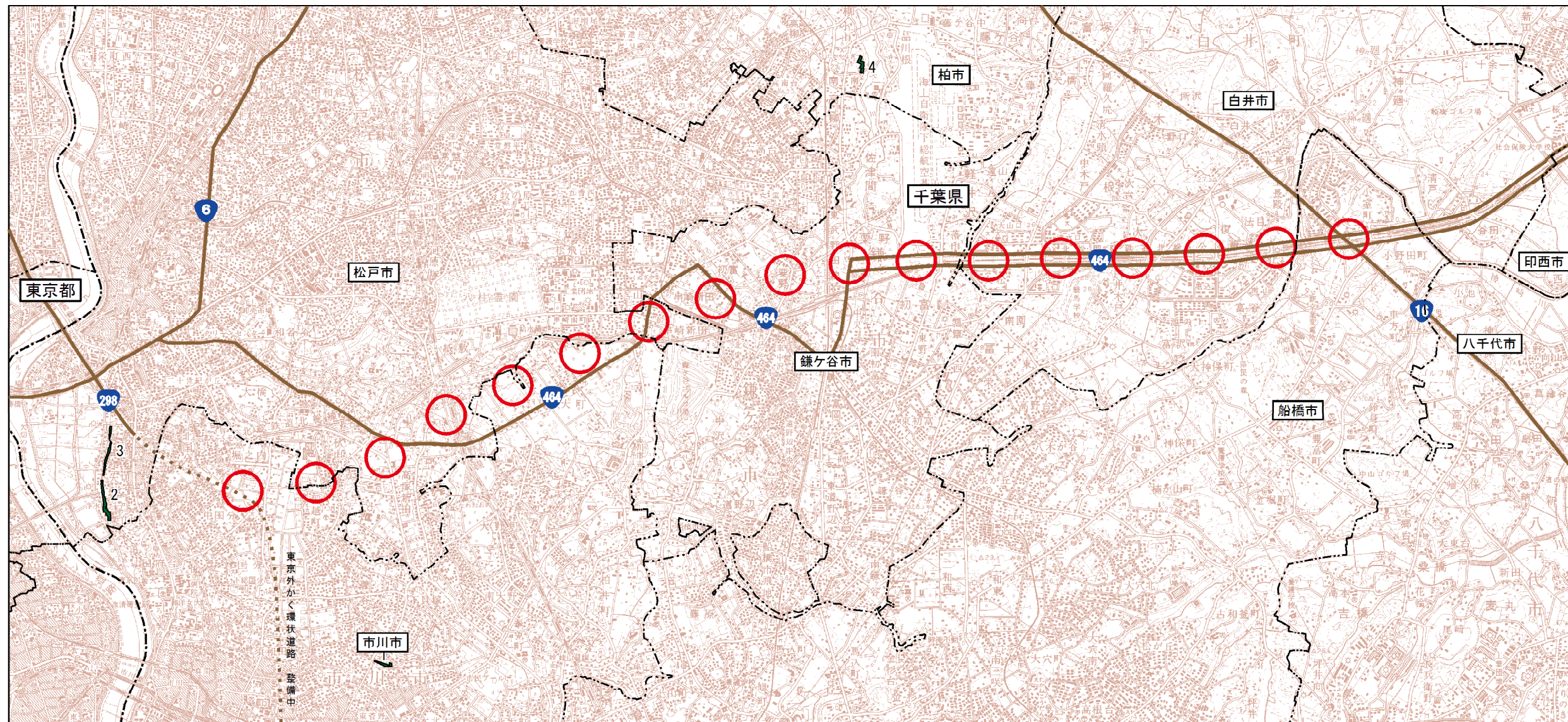
市	番号	名称	面積 (ha)	指定年月日
市川市	1	宮久保特別緑地保全地区	0.6	昭和56年3月20日
松戸市	2	栗山特別緑地保全地区	2	平成20年3月21日
	3	矢切特別緑地保全地区	1.9	平成23年3月15日 (平成28年9月27日変更)
柏市	4	高柳特別緑地保全地区	0.8	平成29年3月24日

出典：「特別緑地保全地区」（更新日：平成29年6月27日、千葉県ホームページ）

「市川都市計画図」（平成24年9月 市川市）

「松戸都市計画図」（平成29年3月 松戸市）

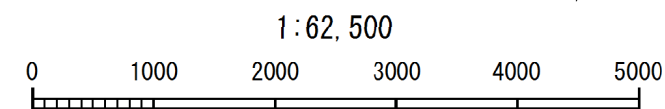
「柏市都市計画図1」（平成29年4月 柏市）



凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
- - - - -	市区界

● 特別緑地保全地区



出典：「特別緑地保全地区」（千葉県ホームページ）
「市川都市計画図」（平成24年9月 市川市）
「松戸都市計画図」（平成29年3月 松戸市）
「柏市都市計画図1」（平成29年4月 柏市）

図 3.2-14 特別緑地保全区域図

19) 都市緑地法第四条第 1 項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）

(1) 市川市

市川市では、平成 16 年 3 月に緑地の保全や緑化の推進の考えがまとめられた「市川市みどりの基本計画」が策定された。

「市川市みどりの基本計画」では、「人と緑とのかかわりを大切にする」という基本理念のもと、「潤いと安らぎのあふれる緑豊かなまち」が将来像として掲げられています。また、この計画では、市川市を特徴付ける一団の樹林地を保全するために重要で、特に配慮が必要となる地区が、保全配慮地区として設定されており、事業実施想定区域は曾谷大町周辺保全配慮地区に属しています。

(2) 船橋市

船橋市では、平成 8 年度に緑地の保全・緑化推進・公園の整備等に関する施策の方針を取りまとめた「船橋市緑の基本計画」が策定されました。平成 19 年度には、法令改正や関連する計画との整合を図るなどの理由から計画の見直しが行われたが、改定より約 10 年が経過したため、内容を精査された「船橋市緑の基本計画改定第 2 版」が策定されました。

「船橋市緑の基本計画改定第 2 版」では、「歩こう・ふれよう『緑・水・ふるさと、ふなばし』」という緑の将来像の実現に向けて、緑の保全・創出・育成を進められています。また、この計画では、地域の個性や特性を活かした計画づくりのため、市域が 10 の地域に分けられ、「地域別計画」が策定されています。事業実施想定区域及びその周囲は、法典地区に属しており、門前町の歴史的景観や、海岸線の面影を残す松林のみどり、清らかな湧水などの地域の特性を活かした魅力あるまちを目指すことが目標として定められています。

(3) 松戸市

松戸市では、平成 10 年 12 月に「松戸市緑の基本計画」が策定され、その後、平成 21 年 3 月に緑の街並みづくりや自然環境の保全などについての指針となる「松戸市緑の基本計画改訂版」が策定されました。

「松戸市緑の基本計画改訂版」では、「暮らしが自然と調和する緑のふるさと松戸 緑花清流でつづる人とまち、自然の物語」が緑の将来像として定められており、将来像を実現していくために「都市」、「地域」、「人」の 3 つの段階で施策の展開が図られています。また、この計画では、市域が 11 の地域に分けられ、それぞれの特徴・特性に応じた「緑の物語」づくりが進められています。事業実施想定区域は、常盤平地域及び東部地域に属しており、それぞれ「市民と育てる緑豊かな成熟したまち」、「田園と自然が織りなす環境を楽しめるまち」が地域の計画のテーマとして定められています。

(4) 柏市

柏市では、平成 8 年 3 月に策定された「柏市緑の基本計画」と平成 16 年 3 月に策定された「沼南町緑の基本計画」をもとに、平成 21 年 6 月に新たな時代にふさわしい「柏市緑の基本計画」が定められました。

この計画では、「緑」の優れた機能を将来にわたって持続していくための仕組みづ

くり、生活に身近な場所に地域の特徴や個性を生かした「緑」を確保していくことに重点が置かれ、「みんなで育てよう環境にやさしい水と緑の豊かなまち柏」が基本理念として設定されています。また、緑の地域別構想が定められており、事業実施想定区域及びその周囲が属している南部地域と沼南地域では、それぞれ「特徴的な拠点の緑や点在する身近な緑を活かし守り育てるまちづくり」と「人と緑が共生する里づくり」という緑の将来像が決められています。

(5) 八千代市

八千代市では、平成 15 年 3 月に「八千代市緑の基本計画」が策定されました。

この計画では、将来の八千代市を緑豊かな都市とするため、公園緑地の適正な配置や自然環境の保全、都市緑化の推進、緑化の体制づくり等、緑に関する様々な施策を体系的にとりまとめ、緑豊かなまちづくりの推進を図ることを目標とする「みんなでつくる緑豊かなまち ～人と生き物のための緑のある快適都市をめざして～」が基本理念として設定されています。また、市民、企業との協働による緑づくり、自然を感じる市街地の創出、里山の保全と再生、地域性豊かな緑の創出、グリーンネットワークの形成を基本方針として、市内の 7 地域に分け、地域別施策を展開する。さらに、緑化重点地区と、保全配慮地区で重点施策を推進することとしています。

(6) 鎌ヶ谷市

鎌ヶ谷市では、平成 15 年 2 月に鎌ヶ谷市の“緑”としての取り組み及び将来の“緑”のあり方についての方向性を定めるために「鎌ヶ谷市緑の基本計画」が策定されました。

「鎌ヶ谷市緑の基本計画」では、「人と自然が調和し協働で創り守る緑ゆたかなふるさと鎌ヶ谷」という緑の将来像をもとに、鎌ヶ谷市の“みどり”と“水”の保全や整備、緑化の基本方針が設定されています。

また、この計画では、駅前など都市のシンボルとなる地区やみどりが少ない住宅地などで、みどりの保全や都市緑化を重点的に進めるために、緑化重点地区が定められています。事業実施想定区域が属している都市軸地区は、市を代表するシンボル空間として魅力にあふれた景観形成が図られています。

(7) 印西市

印西市では、平成 12 年 3 月に「印西市緑の基本計画」が策定されました。ふれあいとうるおいのある緑豊かな街を目指し、街の発展とあわせて、大切な緑を守り増やし育てていくために、平成 32 年（2020 年）を長期目標年次として、緑地の確保量、都市公園等の整備量、緑化の目標を定めました。7 つの緑地軸と 2 つのゾーンで都市の緑の骨格を形成させていくことを将来像とし、実現するために、市民・企業・市が協働するように、5 つの柱（里山の緑と歴史を守る。まちに緑の拠点をつくる。水辺を保全・修復し活用する。花と緑の美しいまちをつくる。市民・企業・市が連携して緑豊かなまちをつくる。）と 22 の施策を展開しました。

(8) 白井市

白井市では、緑あふれる白井市（策定当時は白井町）の実現を目指し、白井市の豊富で美しい緑を将来的にも残し、増やしていくための総合的な緑づくりの指針として、平成 9 年 8 月に「白井町緑の基本計画」が策定されました。